

## 社会福祉法人美浜町社会福祉協議会役員等費用弁償規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人美浜町社会福祉協議会役員等（本会評議員、評議員選任・解任委員会委員、心配ごと相談員、第三者委員等職務上依頼した者を含む。以下「役員等」という。）の費用弁償について定めるものとする。

(旅費)

第2条 役員等が公務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃（町内旅行を除く）、宿泊料及び食卓料とする。

3 鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料及び食卓料の額は、別表第1のとおりとする。

(旅費の計算等)

第3条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。

2 旅費の支給方法は、本会職員の例による。

(委任)

第4条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

内国旅行の場合

鉄道賃	船賃 航空賃	車賃	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)
実費	実費	実費	15,000円	2,600円